

古仁屋中学校PTA会則

第1章 総 則

第1条 この会は、瀬戸内町立古仁屋中学校PTAと称し、事務局を古仁屋中学校におく。

第2条 この会は、古仁屋中学校の保護者、また、これに替わるものと、学校職員を持って組織する。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、会員が協力して家庭・学校・社会の環境を整え、生徒の幸福な成長を図るとともに、会員相互の資質向上に努めることを目的とする。

第4条 この会は、目的達成のために次の活動をする。

- (1) 学校と家庭及び地域社会との連携
- (2) 学校教育への理解と支援
- (3) 家庭教育の意義と役割を認識し、改善を図る活動
- (4) 生徒の学校内外における生活・学習指導
- (5) 地域における教育環境の改善
- (6) 会員相互の研修及び学校行事への協力
- (7) その他必要な活動

第3章 役 員

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 (2) 副会長 3名(教頭他2名) (3) 監査委員 2名
- (4) 書 記 1名 (5) 会 計 1名

会長、副会長、書記、会計を執行部とする。

第6条 この会に顧問を置くことができる。顧問は評議員会の承認を得て会長が委嘱する。

- (1) 学校長を顧問とする。
- (2) その他必要に応じて委嘱することができる。

第7条 この会の役員を選出任命は次のようにする。

- (1) 会長・副会長・監査委員は、評議員会で選出し、総会において承認する。
- (2) 書記・会計は会長が委嘱する。

第8条 この会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、いっさいの会務を総理し会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 監査委員はその年度の会計を年1回以上監査し、結果を総会で報告する。
- (4) 書記・会計は会長の指示に従い、事務ならびに会計に従事する。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

補欠役員任期は、前任者の在任期間とする。

第4章 委 員 会

第10条 この会に次の委員会をおく。

- (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 専門委員会 (4) 学年委員会
- (5) 学級委員会 (6) 地域委員会

第11条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 理事会は、会長・副会長・各専門部長・各学年委員長・地域委員長・書記・会計・各学年主任・教務主任・生徒指導主任で構成する。
- (2) 評議員会は、各学級委員、理事及び学校職員で構成する。
- (3) 専門委員会は、各専門部正副部長で構成する。

- (4) 学年委員会は、各学級委員で構成し、学年正副委員長各1名を各学級委員長から互選する。
- (5) 学級委員会は、各学級において選出された学級委員で構成し、その中から学級正副委員長各1名を選出する。
- (6) 地域委員会は、各地域PTAの正副委員長を持って構成する。
- (7) 会長・副会長・顧問は、すべての会の出席をすることができ、意見を述べることができる。

第5章 専門部会

第12条 この会の事業を推進するために、次の専門部会をおく。専門部会は、全会員により構成し、各専門部正副部長1名を選出する。専門部長は必要に応じ、各専門部の運営にあたる。

- (1) 総務部 (2) 研修部 (3) 事業部 (4) 広報部

第13条 各部の活動は次のとおりとする。

- (1) 総務部…諸会合、行事の計画や予算に関すること。
緊急事項及び各部に属さない事項の処理。
学年・学級PTAの促進。地域PTA等。
校内外生活指導ならびに交通安全に関すること。(生活指導係)
- (2) 研修部…研修文化活動に関すること。
生徒の学習活動に関すること。
父親・母親学級に関すること。
- (3) 事業部…保健衛生に関すること。
学校環境に美化、施設設備改善への協力。
体育(レクリエーション・学校行事)安全に関すること。
- (4) 広報部…広報活動、PTA新聞、PTAだよりに関すること。

第6章 地域PTA

第14条 地域PTAは、地域生徒会の保護者と地域生徒会担当教職員を持って構成する。

第15条 各地域PTAごとに正副会長1名をおく。

第16条 地域PTAは、次の活動を行う。

- (1) 長期休業中等を活用した地域における活動またはボランティア活動の計画運営
- (2) 地域生徒会活動への支援・協力
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な活動

第17条 地域PTAの活動費は、本会会計とは別に、各地域単位で負担する。

第7章 委員の任期

第18条 委員の任期は次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は1年とする。
- (2) 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充を行う。
- (3) 補充により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

第8章 会 議

- 第19条 この会を運営する会議は次のとおりとする。
- (1) 総会は、毎年1回5月までに開催し、次のことを行う。
 - ①会則の改廃
 - ②運営方針の承認
 - ③予算、決算の承認
 - ④会長、副会長ならびに監査委員の承認
 - ⑤その他必要な事項
 - (2) 評議員会は、会長が招集し、総会に提出する議案の審議を行う。
この会に必要な事項、または緊急事項については、総会にかわり議決する。
 - (3) 理事会は会長が随時招集し、総会決議事項の運営、予算の構成、総会に提出する議案の作成、その他必要な事項の協議にあたる。
 - (4) 専門部会は、この会の運営を円滑にするために、随時開催し活動する。
 - (5) 学級委員会、学年委員会は随時開催し、学級学年経営に協力する。

第9章 会議の運営

- 第20条 総会は、3分の1（委任状を含む）の出席で成立し、評議員会は過半数（委任状を含む）の出席で成立する。
- 第21条 この会議の議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第10章 会 計

- 第22条 この会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。
- 第23条 この会の目的達成基金として毎年歳入の百分の三以上の積立金をする。
- 第24条 基金の用途及び支出は評議員会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第25条 基金は別途会計とし、郵便貯金または銀行預金となし、通帳は会計が保管する。
- 第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 附 則

- 第27条 この会に必要な細則は、別に定める。
- 第28条 この会則は、昭和60年5月9日より施行する。
- 平成2年5月18日一部改訂（7条、12条、12条の5、19条の2）
- 平成3年5月21日一部改訂（5条、6条挿入、10条、11条の2・3・6、
12条13条、21条、23条削除）
- 平成9年5月21日一部改訂（6条、11条の3）
- 平成10年5月21日一部改訂（11条の5）
- 平成11年6月1日一部改訂（2条、5条の4）
- 平成12年5月16日一部改訂（5条の2）
- 平成15年4月一部改訂（ねらい削除、4条、6条、11条、12条、13条
14条、15条、16条、17条挿入）
- 平成19年4月26日一部改訂（5条挿入、11条の1・7）
- 令和3年5月28日一部改訂（12条、13条）